

独立行政法人日本芸術文化振興会が保有する政府出資金見合いの資金及びその運用に関する基準

平成25年7月11日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(目的)

第1条 この基準は、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第62条に基づき、その保有する政府出資金見合いの資金の運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(運用対象となる資金)

第2条 この基準における「政府出資金見合いの資金」とは、特殊法人日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）から承継した次に掲げるものをいう。

- (1) 旧振興会が負債の内訳科目である公演事業不足金補てん引当金に見合う資産として保有していた資金 1, 110, 734, 446円、及び特別修繕引当金に見合う資産として保有していた資金 235, 982, 329円。
- (2) 旧振興会が受領した消費税の還付金 2, 599, 182, 767円。
- (3) 旧振興会が建設した新国立劇場に係る特定街区補償金収入等のうち、新国立劇場の建設費用に充当した額を差し引いた額 7, 739, 372, 628円。

(運用方針)

第3条 契約担当役は、次の各号に掲げる方針により、前条の資金の運用を行う。

- (1) 伝統芸能の公開事業及び現代舞台芸術の公演事業を安定的に継続するため、可能な限り長期的な運用を行う。ただし、資金の一部については、突発的な高額支出、交付金の執行抑制等に備えて比較的流動性の高い状態で保有しつつ、運用益を多く上げるよう努める。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会資金等運用要項第8条に基づき設置される資金管理委員会において、長期・短期の運用のバランスにつき年1回以上検討する。

(運用益の使途)

第4条 第2条の資金の運用益の使途は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の資金の運用益は、国立劇場区分における伝統芸能の公開事業の財源に充てる。
- (2) 第2条第3号の資金の運用益は、新国立劇場区分における現代舞台芸術の公演事業の財源に充てる。

(運用益の使用状況等の公表)

第5条 運用益の使用状況等については、事業報告書に記載し、公表することとする。

(資金等運用要項の準用)

第6条 この基準に定めのない事項については、独立行政法人日本芸術文化振興会資金等運用要項によるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年7月11日より施行する。